

学校法人常磐大学 常磐大学高等学校不登校対策基本方針

はじめに

不登校に関してはこれまでも組織的・計画的な対策を講じてまいりましたが、不登校生徒は全国的に見ても高水準で推移しており、本校としても喫緊の課題となっております。

これまで本校では不登校対策に対して未然防止のために、大きく2つの柱で取り組んでまいりました。1つ目は、居心地のよい魅力ある学校づくりです。本校は、温かい、安心できる雰囲気を醸成しながら、生徒一人一人が居心地のよさを感じる居場所づくりを進めております。2つ目は、早期支援です。本校は、日頃の行動観察や面談等により、生徒が発する予兆を捉え、迅速に支援することにより、新たな不登校を生み出さないように取り組んでおります。

また生徒が不登校になった場合においては、状況に応じた組織的支援を行い、必要に応じて関係機関と情報共有し、個々に応じたきめ細やかな支援策を講じています。

令和5年11月には文部科学省からの「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」もあり、さらに充実した総合的な不登校対策を効果的に推進し、生徒の健全な成長を支えるための指針として、常磐大学高等学校の不登校対策基本方針を策定し、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、不登校の防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和6年3月

学校法人常磐大学 常磐大学高等学校長 柏 正則

1 不登校に関する基本的な考え方

(1) 不登校の定義

文部科学省で定義されている「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を本校でも定義とする。

(2) 基本理念

不登校は学校生活やその他の様々な要因によって生じるものであり、どの生徒にも起こり得るものであると捉える必要がある。不登校になってしまうと、学業の遅れをはじめ進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが伴い、その結果、不安が強まり、自信を失いやすくなったり、自己肯定感が低下してしまったりすることが多く見られる。そのため、本校の支援においては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身に付け、将来の進路の選択肢を広げることで、生徒がそれぞれの自己実現ができるよう、社会的自立へ向けた支援をすることに主眼を置き、有識者や外部関係機関との連携を図り、対策を講じるものである。

(3) 教職員の認識すべき事項

不登校に関しては以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ア 不登校は誰にでも起こりうることであり、日常的に生徒の様子を把握する。
- イ 友人関係や教師との関係だけでなく、家庭やインターネット上にも要因があることを認識し、多面的に要因を探っていく。
- ウ 不登校の未然防止には、生徒が互いを認め合うことができる場を教育活動の中

に位置づけていく。

エ 不登校の報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に不登校生徒に支援を行い、場合によっては関係機関とも連携していく。

オ 支援にあたっては、学校に復帰させることをゴールとせず、生徒の自己実現に向け、前進するよう寄り添う。

2 「常磐大学高等学校不登校対策組織」の設置

不登校の防止を実効的に行うために、「生徒支援会議」がその機能を担う。

(1) 生徒支援会議は次の者で構成する。

校長、副校長、教頭、生徒支援部主任、生徒支援部副主任、教務部主任、進路部主任、入試広報部主任、研究開発部主任、特別活動部主任、総務部主任、学年主任、学年副主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係職員等）

(2) 上記の構成員の他に、校長が必要と認める場合、外部関係機関の者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(4) 生徒支援会議は次に挙げる事務を所掌する。

ア 学校基本方針に基づく不登校対策の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ 不登校の未然防止や早期発見に関すること

ウ 不登校問題の確認とその対応に関すること

エ 不登校問題の具体的対応策を検討すること

オ 相談窓口として相談を受けること

カ 教職員研修の企画、立案に関すること

(5) その他、会議の運営に必要な事項は校長が決定する。

3 不登校防止に関する対策

(1) 不登校の未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが不登校防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、ホームルーム活動

授業、ホームルーム活動においては、他者との関わりの中で行動することを通して、互いを認め合い、自己肯定感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）を高めていく。

・授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己肯定感や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培っていく。

・ホームルーム活動を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。さらに、「こころの教育」に関するテーマで、学年ごとに講演会を開いたり、クラスで話し合いをしたりすることにより、他者を思いやる心を育てる。

イ 特別活動、学校行事

特別活動、学校行事の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己肯定感を高めていく。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

(2) 不登校の早期発見

ア 教育活動全体を通して

不登校はどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、不登校傾向を見逃さないよう努める。(以下に参考例)

- ・遅刻、早退が多い。または、休みがちである。
- ・朝のショートホームルーム等で、いつもより元気がない。
- ・授業中の活動等で、他の生徒とあまり関わろうとしない、話さない。
- ・休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- ・親しかった友達との付き合いがなくなり、孤立気味になる。

イ 個別面談と教育相談

不登校の問題が深刻になる前に、不登校傾向を認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

- ・定期的に行う個別面談の際に、悩みや不安を抱えていないかどうか確認する。
- ・必要に応じて、個別に話を聞く時間を設ける。
- ・教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援を行う。
- ・希望に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談機会を設ける。

ウ 生徒の主体的な活動

悩みを抱えている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による認め合い支え合う主体的な活動（ピア・サポート等）を支援する。

エ アンケート調査

生活に関するアンケート調査を年3回実施し、不登校の早期発見に努める。学校で起こった出来事のみでなく、学校外で起こった出来事も記入させる。その際、些細なことであっても記入するよう指導する。

オ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係を構築する。

カ 相談窓口の周知

不登校の相談については、保健室や教育相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 関係機関との連携

不登校の連絡や相談を受けた場合、生徒支援会議の中で速やかに情報の共有を行うとともに、校長のリーダーシップの下、不登校に対して組織的に対応する。

ア 不登校生徒への心のケア

不登校を確認した場合、不登校生徒の自立的支援を第一とし、全職員が協力して心のケアに努める。また、保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

不登校生徒から十分に話を聴き、不登校の要因を把握する。また、必要に応じてアンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

校内だけでは解決が困難な場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図っていく。

ウ 対人関係への対応

不登校の要因が、いじめや教員による不適切な言動や指導によるものであれば、毅然とした指導を行い、生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、学級替えの措置を柔軟に検討する。

エ インターネットを通じた要因への対応

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

オ 学びの保障及び集団への帰属意識の維持

不登校生徒に対し、ICTの活用等を行いながら通知文や学習資料の提供を行い、学校復帰への負担を軽減するとともに社会への帰属意識を維持できるようにする。

4 教職員研修の充実

不登校の問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、不登校の未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、不登校対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。

5 評価と改善

以下の点などを評価、検証し、学校評価を通して公表する。

(1) 未然防止の評価規準

- ア 生徒の自己肯定感を高めることができた。
- イ 生徒の共感的理解力を高めることができた。
- ウ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア 個別面談やアンケートを通して早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 関係機関との連携の評価規準

- ア 不登校の要因を把握し、心のケアができた。
- イ 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ウ 関係機関と連携することができた。

(4) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、不登校の対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、不登校への取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切な不登校の防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、不登校問題対策の総合的な改善を図る。